

訪問看護 利用料金 説明書・同意書

＜医療保険＞			
	サービス内容	利用額	内容説明
□	訪問看護基本療養費Ⅰ 週3日まで	5,550円 (准) 5,050円	1回の訪問時間は、30分～1時間30分が標準。
	週4日以降	6,550円 (准) 6,050円	週4日以上算定できるのは、厚生労働大臣が定める疾病等と急性増悪その他主治医が一時的に頻回の訪問看護が必要であると認めた特別訪問看護指示書の期間中のみ。
□	訪問看護基本療養費Ⅱ 週3日まで (同一建物居住者)	2,780円 (准) 2,530円	1回の訪問時間は、30分～1時間30分が標準。
	週4日以降	3,280円 (准) 3,030円	週4日以上算定できるのは、厚生労働大臣が定める疾病等と急性増悪その他主治医が一時的に頻回の訪問看護が必要であると認めた特別訪問看護指示書の期間中のみ。
□	訪問看護基本療養費Ⅲ (入院中の外泊時)	8,500円/回	在宅療養に備え一時的に外泊をしている場合、入院中に1回算定する。 管理療養費はなし。
□	訪問看護管理療養費	7,670円/月 2,500円/日	…月の初日の訪問 …月の2日目以降の訪問
□	24時間対応体制加算	6,800円/月	…看護業務負担軽減取組有 休日や夜間・早朝・深夜帯でも、病状に変化が見られた時に、電話で看護師(他職種含む)に対して意見を求めることが出来ます。また、必要時には訪問看護を行います。
□		6,520円/月	…看護業務負担軽減取組無
□	緊急訪問看護加算 月14日目まで 月15日目以降	2,650円/日 2,000円/日	利用者又は家族等の緊急の求めに応じて、主治医の指示により、緊急の訪問を行った場合に算定します。
□	難病等複数回訪問看護加算 1日2回目	4,500円	特別訪問看護指示書が交付された方は1日2回または3回の訪問看護を利用することができます。回数により料金は異なります。
	1日3回目	8,000円	
□	長時間訪問看護加算 (1時間30分を超える)	5,200円	特別管理加算や特別訪問看護指示書による訪問看護、15歳未満の超重症児または準超重症児への訪問看護では、90分以上訪問看護が可能です。
□	乳幼児加算 別に厚生労働大臣が定める者…	1,300円/日 1,800円/日	6歳未満の利用者に対し、訪問看護を行った場合に、1日につき1回に限り算定する。誕生日が基準日となるため、6歳の誕生日から加算は算定しません。
□	複数名訪問看護加算 看護師と訪問 准看護師と訪問 看護補助者と訪問 週1回(回数制限無い場合もある)	4,500円/日	1人での看護が困難であり、利用者・家族の同意を得た場合に算定します。 該当する条件は以下のものとなります。 ①末期の悪性腫瘍等、厚生労働大臣が認める疾病等の方 ②特別訪問看護指示期間中であり、指定訪問看護を受けている方 ③特別な管理を必要とする方
□		3,800円/日	
□		3,000円/日	
□			
□	夜間・早朝訪問看護加算	2,100円/回	下記の時間帯で利用者の要望に応じて訪問看護を行います。 早朝:6～8時、夜間:18～22時
□	深夜訪問看護加算	4,200円/回	深夜:22～6時の時間帯で利用者の要望に応じて訪問看護を行います。
□	退院時共同指導加算 (基本1回・がん末期等は2回)	8,000円/月	退院または介護老人保健施設からの退所にあたって、医師及び看護師等(准看護師を除く)が共同にて在宅療養生活の指導を行い、文書で指導内容を提供した場合に入院・入所中に算定します。2回分の算定については別々の日に指導を実施したことが条件となります。
□	特別管理指導加算 (特別管理加算の対象者は加算)	2,000円/回	特別管理加算の対象者に対し、ステーションの看護師等が退院または介護老人保健施設からの退所にあたって、共同にて在宅療養生活の指導を行った際に算定します。
□	退院支援指導加算	6,000円/回	厚生労働省大臣が定める疾病等、厚生労働大臣が定める状態にある利用者が、保険医療機関を退院する日に療養上必要な指導を行った場合に算定します。
□	在宅患者連携指導加算(月1回)	3,000円/月	医療関係職種間で共有した情報を踏まえて、訪問看護ステーションの看護師等(准看護師を除く)が、患者または家族へ指導等を行うとともに、その指導内容や療養上の留意点について他職種に情報提供した場合に算定します。
□	訪問看護医療DX情報活用加算	50円/月	居宅同意取得型のオンライン資格確認等システムを通じて利用者の診療情報を取得し、当該情報を活用して質の高い医療を提供します。
□	訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ)	1830円/月	訪問看護ステーションにおいて、勤務する幅広い職員の人材確保及び確実な賃上げを実施する観点から月1回に限り算定します。R9.6～2,880円

＜医療保険＞			
	サービス内容	利用額	内容説明
□	訪問看護物価対応料1 月の初日の訪問 月の2日目以降の訪問	60円/日 20円/日	物価上昇に段階的に対応するため、訪問看護管理療養費の算定に併せて算定可能な加算として算定します。
□	在宅患者緊急時等カンファレンス加算 (月2回)	2,000円	在宅で療養中の通院困難な患者の急変や診療方針の変更等に伴い、主治医の求めにより関係する医療従事者と共同で患者宅に赴きカンファレンスを行い、共同で療養上必要な指導を行った場合に算定します。
□ □	特別管理加算(Ⅰ) (Ⅱ)	5,000円/月 2,500円/月	Ⅰ. 在宅悪性腫瘍患者の指導管理、在宅気管支切開患者指導管理、気管カニューレ、留置カテーテルを使用している状態 Ⅱ. 在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管療法、在宅自己導尿指導管理、在宅人工呼吸指導管理、在宅持続用圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理、在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態、人工肛門・人工膀胱を設置している状態、真皮を超える褥瘡の状態、在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定されている状態 特別加算の対象者は、週4日以上訪問看護が算定できます。 利用者またはその家族から電話等により看護に関する意見を求められた場合に、常時対応できる体制であり、利用者の同意を得て、実施に関する計画的な管理を行った場合に算定いたします。
□	訪問看護ターミナルケア療養費 (介護保険との通算可能)	25,000円	訪問看護におけるターミナルケアに係る支援体制について、利用者及びその家族に対して説明を行い、死亡日及び死亡前14日以内(15日間)に2回以上の訪問看護を行った場合に算定します。
□	悪性腫瘍利用者の緩和ケアに係る専門の研修を受けた看護師の同行	12,850円	管理療養費はなし
□	訪問看護情報提供療養費	1,500円	訪問看護ステーションが指定訪問看護を行った日から2週間以内に利用者の同意を得て、居住地の市等に対し、情報提供を活用して、訪問看護の情報を提供した場合に算定します。
注: 特別指示書による訪問看護: 医療保険で回数制限のある方・介護保険の訪問看護をご利用中の方に 対して、医師より急性増悪により頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別訪問看護指示書が出た場合、ひと月につき指示の日から14日を限度として(但し、気管カニューレを使用している状態、真皮を超える褥瘡の状態の方については月2回まで)訪問看護が適応になります。			

令和 年 月 日

本書面により、事業所から説明を受け、内容に同意します。